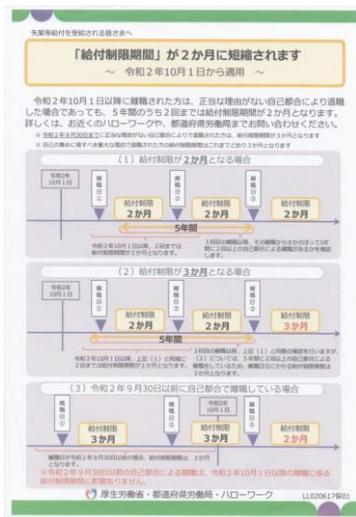


離職理由一覧表

離職区分	コード	離職理由コードの意味	給付制限の有無	所定給付日数の優遇の有無(下記表ご参照下さい)	受給資格の種類
1A	11	解雇(1B及び5Eに該当するものを除く)> 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合 で当該労働契約が更新されないこととなった(雇止めする旨の事前通知なく、いきなりの雇止め)場合を含む	無	有-①	特定受給資格者
1B	12	天災等の理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇	無	有-①	特定受給資格者
2A	21	特定雇止めによる離職(雇用期間3年以上雇止め通知あり)> 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合 で事業主側の事情により当該労働契約の期間満了又は当該労働契約が更新されないこととなった(雇止めする旨の事前通知がある雇止め)で、当該労働者が当該労働契約の更新を希望していた場合	無	有-①	特定受給資格者
2B	22	特定雇止めによる離職(雇用期間3年未満等更新明示あり)> 期間の定めのある労働契約の期間が3年未満の場合であっても(つまり、更新による継続雇用期間は問わないということ)、当該労働契約の更新が明示(つまり、更新することの確約がある場合)が該当します。 従って、「更新することの確約まではないが、更新することがありうる」というような場合は、「更新が明示されている」ということにはならないとされている場合で当該労働者が当該労働契約の更新を希望していた場合にもかかわらず、当該労働契約の期間満了により離職する場合	無	有-①	特定受給資格者
2C	23	特定理由の契約期間満了による離職(雇用期間3年未満等更新明示なし)> 期間の定めのある労働契約の期間が3年未満の場合で、さらに当該労働契約の更新が明示されていない場合(「更新することの確約まではないが、更新することがありうる」というような場合(つまり、契約更新に条件が付されている場合)が該当します) で当該労働者が当該労働契約の更新を希望していた場合にもかかわらず、当該労働契約の期間満了により離職する場合	無	有-①	特定理由離職者
2D	24	契約期間満了による退職(2A、2B又は2Cに該当するものを除く)> そもそも更新についての明記がない場合や更新なしとの明記があった場合 で、労使双方合意の下、当該労働契約期間の満了により離職する場合	無	無-②	一般受給資格者
2E	25	定年、移籍出向	無	無-②	一般受給資格者
3A	31	事業主からの働きかけ(代表例は「退職勧奨」が挙げられますが、この「働きかけ」というのは、事業主が労働者に対してある行為をするよう仕向けるという捉え方ではなく、事業主の行為により労働者が何らかの悪影響を受け、その結果、やむなく離職するに至った場合が当てはまります)による正当な理由のある自己都合退職	無	有-①	特定受給資格者
3B	32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職	無	有-①	特定受給資格者
3C	33	正当な理由のある自己都合退職(3A、3B又は3Dに該当するものを除く)	無	無-②	特定理由離職者
3D	34	特定の正当な理由のある自己都合退職(平成29年3月31日までに離職した被保険者期間6月以上12月未満に該当するものに限り)> 現在はほとんど使われていないとされています	無	無-②	特定理由離職者
4D	40	正当な理由のない自己都合退職> 待期(通算7日間)の満了の日の翌日から起算して1か月以上3か月以内の間(基本的には3か月)は、基本手当は支給しない。ただし、令和2年10月1日以後に正当な理由なく自己の都合により退職した場合の給付制限期間は、2か月(※1)となる。なお、令和2年10月1日前に同様に退職した場合の給付制限期間は、従前通り3か月となる	有	無-②	一般受給資格者
4D	45	正当な理由のない自己都合退職(受給資格等決定前に被保険者期間が2か月以上(※2))	有	無-②	一般受給資格者
5E	50	被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇> 待期(通算7日間)の満了の日の翌日から起算して1か月以上3か月以内の間(基本的には3か月)は、基本手当は支給しない。	有	無-②	一般受給資格者
5E	55	被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇(受給資格等決定前に被保険者期間が2か月以上(※2))	有	無-②	一般受給資格者

(※1) ただし、当該退職日から遡って5年以内に既に2回(令和2年10月1日以後の場合に限ります)につき、正当な理由なく自己都合により退職し求職の申込みをした場合には、当該退職日に係る給付制限については3か月となります。つまり、当該2回までの退職日に係る給付制限は2か月になるわけです。>下記『「給付制限期間」が2か月に短縮されます～令和2年10月1日から適用～』(厚生労働省ホームページより引用)(PDF添付)をご参照下さい。

(※2) 受給資格の決定を受けた者が(令和2年10月1日以後に正当な理由なく自己都合により退職した場合に限る)、待期が満了しないまま適用事業主に雇用され被保険者となり、1か月以上経過した後新たな受給資格を取得することなく再び退職した場合については、給付制限の期間を1か月とする。なお、被保険者の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者、令和2年10月1日前に正当な理由なく自己都合により退職した者、及び当該退職日から遡って5年以内に既に2回(令和2年10月1日以後の場合に限ります)につき、正当な理由なく自己都合により退職し求職の申込みをした場合で当該退職日に係る給付制限が従前通りの3か月になる者が、待期が満了しないまま適用事業主に雇用され被保険者となり、2か月以上経過した後新たな受給資格を取得することなく再び退職した場合については、給付制限の期間を1か月とする。>当該注釈については、「業務取扱要領(雇用保険給付関係)(一般求職者に対する求職者給付)JP274～277において、その詳細が記載されています。ご参照下さい。



<特定受給資格者の場合及び特定理由離職者(正当な理由のある自己都合離職者を除く)の場合の所定給付日数>

有① の場合	被保険者であった 期間	区分				
		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
有① の場合	30歳未満	90日	90日	120日	180日	-
	30歳以上35歳未満		120日 (90日(※補足2))	180日	210日	240日
	35歳以上45歳未満		150日 (90日(※補足2))		240日	270日
	45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
	60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

※補足2> 受給資格に係る離職日が平成29年3月31日以前の場合の日数になります。

注:特定理由離職者(正当な理由のある自己都合離職者を除く)の場合の所定給付日数が優遇される措置(暫定)は令和4年3月31日までに当該受給資格に係る離職の日がある場合に適用されることになっていますが、令和4年1月13日に開催された第167回職業安定分科会雇用保険部会において示された資料である「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」P5～6及び「雇用保険部会報告」P4の中で、当該暫定措置が3年延長(令和7年3月31日まで)されることになっています。

<一般受給資格者の場合の所定給付日数>

無② の場合	被保険者であった 期間	区分				
		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
無② の場合	全年齢	-	90日	120日	150日	